

**令和6年度沖縄県職員採用ガイダンス
説明資料
【社会福祉職・心理職】**



**令和7年1月17日
沖縄県生活福祉部**



目 次

- 1 生活福祉部の組織の概要・・・・・・・・・・1
- 2 生活福祉部に配属されたら・・・・・・・・・・3
- 3 主な配属先について・・・・・・・・・・4
 - ①福祉事務所
 - ②身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所
- 4 県職員として働くことのメリットは？・・・・・・・・6
- 5 社会福祉職の業務&みなさんへのメッセージ・・7
- 6 心理職の業務&みなさんへのメッセージ・・8



1 生活福祉部の組織の概要（本庁）



R6.4.1 定数

組織名	業務概要	職員数		
		正職員	非常勤	合計
福祉政策課	福祉行政の企画、地域福祉、民生委員、部の総括、人事、サービス、人材育成等	27	5	32
保護・援護課	生活保護制度、生活困窮者支援、慰霊の日追悼式	15	8	23
障害福祉課	障害者(児)福祉、身体障害者手帳、療育手帳、バリアフリー化の推進、差別等の解消等	25	12	37
生活安全安心課	消費生活相談・指導、貸金業、災害救助、交通安全対策、商品テスト、公益通報者保護	19	6	25

生活福祉部の組織の概要（出先機関）

R6.4.1 定数

組織名	業務概要	職員数		
		正職員	非常勤	合計
福祉事務所 (北・中・南・宮・八)	福祉行政の企画、生活保護制度、生活困窮者支援、地域福祉、民生委員、人材育成等	113	107	220
身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	身体障害者手帳・療育手帳の交付、補装具、障害者支援施設入所、医学的・心理的判定	14	19	33
計量検定所	計量関係事業登録・届出、特定計量器の検査等、基準器検査等	6	2	8



2 生活福祉部に配属されたら？



生活福祉部の目標(例)

- 福祉サービスとセーフティネットの充実及び共助・共創社会の実現(福祉政策課、保護・援護課、障害福祉課)
- 慰霊業務・援護業務の着実な実施(保護・援護課)
- あらゆるリスクに対応する安全・安心に暮らせる地域づくりの推進(福祉政策課、生活安全安心化)



県職員が果たす役割とは

- 本県が抱える課題、問題点を把握し、常に問題意識を持って対応策を考える。
- 県民目線で、従事している業務が、どのような効果をもたらしているか分析しつつ、改善すべきと思われる場合は、小さなことでもよいので改善していく。
- 生活福祉部の業務は、どの業務においても県民生活に直結し、欠かすことのできない業務であるとの自覚を持ち、誠心誠意で業務に従事する。 etc.



3 主な配属先の業務について ①福祉事務所

【所在】県内5カ所(北部・中部・南部・宮古・八重山福祉事務所)

主な業務

福祉事務所は、地域住民の福祉をつかさどる行政機関で、生活保護や児童福祉、母子・寡婦福祉等に関する事務を行っています。

- 生活保護班→生活に困っている人の家庭を訪問したり、面接し、本人の資産、環境等を調査して保護の必要性を判断したり、生活保護受給世帯を定期的に訪問するなどして生活指導等を行う。
- 地域福祉班→保育所や介護保険事業者や障害福祉サービス事業者の指導監査を行ったり、民生委員・児童委員に関する事務や児童やDVに関する相談等を行う。

福祉事務所における福祉職の主な役割

(※福祉事務所には主に社会福祉職が配属されます)

生活保護班(社会福祉主事)

- 社会福祉主事は、生活保護受給者へのケースワークや、月々の保護費の支給に係る事務などを行います。

地域福祉班(母子自立支援員等)

- 地域福祉班に配属された場合、事業所等への指導監査や家庭児童相談室、配偶者暴力相談センター業務を行います。

3 主な配属先の業務について ②身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所

身体障害者更生相談所 【所在】県内1カ所(那覇市内)

身体・知的障害者更生相談所は、医師、理学療法士、作業療法士、心理判定員等の専門職員が、身体・知的障害者への相談・指導や判定(療育手帳については18歳以上が対象)を行ったり、市町村に対する専門的な技術的援助指導を行う行政機関です。



その他、主に

- ・生活福祉部 本庁各課(福祉政策課、保護・援護課、障害福祉課)
- ・こども未来部 本庁各課(子ども若者政策課、子ども家庭科、子育て支援課、女性力・ダイバーシティ推進課)及び出先(女性相談支援センター、若夏学院、児童相談所)
- ・保健医療介護部 出先(総合精神保健福祉センター)へ配属されています。



4 県職員として働くことのメリットは？

- ◆ 職員数及び配属先が多く、様々な分野に特化した部局（職場）で勤めることができる（概ね3年で異動）。一期一会。たくさんの出会いがある。
- ◆ 離島勤務をすることで、遠隔地等が抱える問題点など、地域の現状を把握することができる。
- ◆ 国や市町村への派遣や自己啓発のための研修等多岐にわたり、学ぶ意欲があれば、学ぶ制度が充実している。
- ◆ 産休育休制度、時差出勤、福利厚生等が利用しやすい環境が整っている。
- ◆ ワークライフバランスを推進しているため、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得を推進している。etc.



5 社会福祉職の業務 & みなさんへメッセージ

① 児童相談所

(初期対応班、相談班、自立支援班)

② 本庁

③ 福祉事務所

(生活保護班、地域福祉班)

④ 身体障害者更生相談所

(相談判定班)



6 心理職の業務&みなさんへのメッセージ

- ① **児童相談所** *こども未来部
(児童の心理アセスメント・心理教育、児童の療育手帳判定など)
- ② **障害福祉課**
(市町村への補助金、支援者向けの研修・会議など)
- ③ **知的障害者更生相談所** *身体障害者更生相談所に附置
(成人の療育手帳判定、療育手帳の交付など)